

医師の意見書(治療証明書)

意見書(診断書)	
園 園長殿	
クラス	園児氏名
令和 年 月 日から 病名「 」に罹患しておりましたが、	
月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と認めます。	
令和 年 月 日	
医療機関	
医師名	印 または サイン

保育所では乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、1人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

☆ 医師が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後 まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日 を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週 間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間 をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認 されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、 便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

※インフルエンザについては、園が指定する用紙「インフルエンザ治療報告書」を、保護者に記入していただき、登園の際、園に提出してください。医療機関の証明は不要になりますが、医師の治療を受け、登園停止期間を経て、本人の全身状態が回復してからの登園になりますよう、ご協力をお願いします。